

LIA-S2135 個別認証要求事項(JIS S 2135 ガス機器用迅速継手) 新旧対照表 (令和2年7月1日改正)

新	旧										
<p>3.1.2 検査設備の管理</p> <p>工場又は事業場は、次に掲げる主要な検査設備を保有し、更にそれらの設備について適切な管理方法(点検箇所、点検項目、点検周期、点検方法、判定基準、点検後の処置、設備台帳など)を社内規格で具体的に規定し、その内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。</p> <p>表2 検査設備の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査設備名</th> <th style="text-align: center;">管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定器</td> <td rowspan="2"> ① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。 </td> </tr> <tr> <td> 2 耐食性試験設備 3 耐ガス性試験設備 4 気密性試験設備 5 着脱作動試験設備 6 着脱力試験設備 7 流量試験設備 8 反復使用試験設備 9 引張強度試験設備 10 耐荷重試験設備 11 耐衝撃性試験設備 12 引抜き強度試験設備 13 耐熱性試験設備 14 耐寒性試験設備 15 難燃性試験設備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当該工場又は事業場が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の検査設備のうち必要とするものについて保有していること。ただし、第5項の管理検査を行うため、<u>4</u>気密性試験設備については保有していなければならない。</p>	検査設備名	管理方法	1 寸法測定器	① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。	2 耐食性試験設備 3 耐ガス性試験設備 4 気密性試験設備 5 着脱作動試験設備 6 着脱力試験設備 7 流量試験設備 8 反復使用試験設備 9 引張強度試験設備 10 耐荷重試験設備 11 耐衝撃性試験設備 12 引抜き強度試験設備 13 耐熱性試験設備 14 耐寒性試験設備 15 難燃性試験設備	<p>3.1.2 検査設備の管理</p> <p>工場又は事業場は、次に掲げる主要な検査設備を保有し、更にそれらの設備について適切な管理方法(点検箇所、点検項目、点検周期、点検方法、判定基準、点検後の処置、設備台帳など)を社内規格で具体的に規定し、その内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。</p> <p>表2 検査設備の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査設備名</th> <th style="text-align: center;">管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定器</td> <td rowspan="2"> ① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。 </td> </tr> <tr> <td> 2 <u>耐オゾン性試験設備</u> 3 耐食性試験設備 4 耐ガス性試験設備 5 気密性試験設備 6 着脱作動試験設備 7 着脱力試験設備 8 流量試験設備 9 反復使用試験設備 10 引張強度試験設備 11 耐荷重試験設備 12 耐衝撃性試験設備 13 引抜き強度試験設備 14 耐熱性試験設備 15 耐寒性試験設備 16 難燃性試験設備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当該工場又は事業場が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の検査設備のうち必要とするものについて保有していること。ただし、第5項の管理検査を行うため、<u>5</u>気密性試験設備及び<u>6</u>着脱作動試験設備については保有していなければならない。</p>	検査設備名	管理方法	1 寸法測定器	① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。	2 <u>耐オゾン性試験設備</u> 3 耐食性試験設備 4 耐ガス性試験設備 5 気密性試験設備 6 着脱作動試験設備 7 着脱力試験設備 8 流量試験設備 9 反復使用試験設備 10 引張強度試験設備 11 耐荷重試験設備 12 耐衝撃性試験設備 13 引抜き強度試験設備 14 耐熱性試験設備 15 耐寒性試験設備 16 難燃性試験設備
検査設備名	管理方法										
1 寸法測定器	① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。										
2 耐食性試験設備 3 耐ガス性試験設備 4 気密性試験設備 5 着脱作動試験設備 6 着脱力試験設備 7 流量試験設備 8 反復使用試験設備 9 引張強度試験設備 10 耐荷重試験設備 11 耐衝撃性試験設備 12 引抜き強度試験設備 13 耐熱性試験設備 14 耐寒性試験設備 15 難燃性試験設備											
検査設備名	管理方法										
1 寸法測定器	① 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を試験・検査できる設備であること。 ② 検査設備は、当該 JIS に規定された品質を確保するのに必要な精度を保持するための点検・校正などの基準を定めていること。										
2 <u>耐オゾン性試験設備</u> 3 耐食性試験設備 4 耐ガス性試験設備 5 気密性試験設備 6 着脱作動試験設備 7 着脱力試験設備 8 流量試験設備 9 反復使用試験設備 10 引張強度試験設備 11 耐荷重試験設備 12 耐衝撃性試験設備 13 引抜き強度試験設備 14 耐熱性試験設備 15 耐寒性試験設備 16 難燃性試験設備											

新		旧																																																																					
3.1.4 原材料の管理 次表に掲げる原材料について、その品質、受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。		3.1.4 原材料の管理 次表に掲げる原材料について、その品質、受入検査方法及び保管方法を社内規格で具体的に規定し、その内容は次表に掲げる内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に実施していること。																																																																					
表4 原材料の管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>原材料名</th> <th>原材料の品質</th> <th>受入検査方法</th> <th>保管方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原材料</td> <td>1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。</td> <td>〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認</td> <td>ロットの区分を明確にしていること。</td> </tr> <tr> <td>(1) ~ (4) 略</td> <td>(4) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 購入部品</td> <td>(1) <u>JIS B 2401-1(Oリング-第1部:Oリング)及び JIS B 2401-3(Oリング-第3部:外観品質基準)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質</td> <td>なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分の試験は、外部に依頼してもよい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) Oリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) パッキン</td> <td>(2) 耐ガス性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) スプリング</td> <td>(3) ばね特性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 鋼球</td> <td>(4) 化学成分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法	1 原材料	1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。	〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認	ロットの区分を明確にしていること。	(1) ~ (4) 略	(4) 略			2 購入部品	(1) <u>JIS B 2401-1(Oリング-第1部:Oリング)及び JIS B 2401-3(Oリング-第3部:外観品質基準)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質	なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分の試験は、外部に依頼してもよい。		(1) Oリング				(2) パッキン	(2) 耐ガス性			(3) スプリング	(3) ばね特性			(4) 鋼球	(4) 化学成分			表4 原材料の管理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>原材料名</th> <th>原材料の品質</th> <th>受入検査方法</th> <th>保管方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原材料</td> <td>1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。</td> <td>〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認</td> <td>ロットの区分を明確にしていること。</td> </tr> <tr> <td>(1) ~ (4) 略</td> <td>(4) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 購入部品</td> <td>(1) <u>JIS B 2401(Oリング)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質</td> <td>なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分、<u>2(5)の耐オゾン性</u>の試験は、外部に依頼してもよい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) Oリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) パッキン</td> <td>(2) 耐ガス性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) スプリング</td> <td>(3) ばね特性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 鋼球</td> <td>(4) 化学成分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 接続ゴム部品</td> <td>(5) 耐オゾン性</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法	1 原材料	1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。	〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認	ロットの区分を明確にしていること。	(1) ~ (4) 略	(4) 略			2 購入部品	(1) <u>JIS B 2401(Oリング)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質	なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分、 <u>2(5)の耐オゾン性</u> の試験は、外部に依頼してもよい。		(1) Oリング				(2) パッキン	(2) 耐ガス性			(3) スプリング	(3) ばね特性			(4) 鋼球	(4) 化学成分			(5) 接続ゴム部品	(5) 耐オゾン性		
原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法																																																																				
1 原材料	1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。	〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認	ロットの区分を明確にしていること。																																																																				
(1) ~ (4) 略	(4) 略																																																																						
2 購入部品	(1) <u>JIS B 2401-1(Oリング-第1部:Oリング)及び JIS B 2401-3(Oリング-第3部:外観品質基準)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質	なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分の試験は、外部に依頼してもよい。																																																																					
(1) Oリング																																																																							
(2) パッキン	(2) 耐ガス性																																																																						
(3) スプリング	(3) ばね特性																																																																						
(4) 鋼球	(4) 化学成分																																																																						
原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法																																																																				
1 原材料	1~2 種類、材質、形状、寸法及び外観のほか特に下記の品質について規定していること。 ただし、1(3)鑄造用材及び 1(4)樹脂材については、形状、寸法、外観は除く。	〔共通事項〕 左記の品質項目について検査を行い、受け入れていること。ただし、次のいずれかのおり実施してもよい。 ① JIS マーク品の場合 JIS マークの確認 ② 試験成績書の確認 ③ 購入先の品質が長期間安定していることが確認できる場合 銘柄の確認	ロットの区分を明確にしていること。																																																																				
(1) ~ (4) 略	(4) 略																																																																						
2 購入部品	(1) <u>JIS B 2401(Oリング)</u> に規定する品質又はこれと同等以上の品質	なお、1(4)の比重、メルトフローレイト、衝撃強さ、熱変形温度、2(1)の品質、2(2)の耐ガス性、2(3)のばね特性、2(4)の化学成分、 <u>2(5)の耐オゾン性</u> の試験は、外部に依頼してもよい。																																																																					
(1) Oリング																																																																							
(2) パッキン	(2) 耐ガス性																																																																						
(3) スプリング	(3) ばね特性																																																																						
(4) 鋼球	(4) 化学成分																																																																						
(5) 接続ゴム部品	(5) 耐オゾン性																																																																						
備考1. 当該工場又は事業場が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の原材料のうち必要とする原材料について社内規格で規定していること。 2. 外注工場に行かせている工程に係る原材料については、外注工場直接調達してもよい。		備考1. 当該工場又は事業場が製造する製品の種類、製造方法などに応じて、表中の原材料のうち必要とする原材料について社内規格で規定していること。 2. 外注工場に行かせている工程に係る原材料については、外注工場直接調達してもよい。																																																																					

新

4.3 試験項目及び試料数

- (1) 初回製品試験に係るサンプルの採取数は20個、各試験項目の試験数量は表7による。
 (2) 技術的生産条件に変更がない場合など、本協会が適切と判断する場合、認証維持製品試験の試験項目については、その一部を省略し実施することができるが、その場合の必須項目に係るサンプルの採取数は2個、各試験項目の試験数量は表8による。

表7

試験項目		試料数
9.2 構造、寸法及び外観試験		2
9.3 材料試験	9.3.1 耐食性	2
	9.3.2 耐ガス性	2
9.4 気密性試験	9.4.1 継手の外部漏れ	3
	9.4.2 安全機構の通過漏れ	3
	9.4.3 異常時の漏れ	3
9.5 着脱作動試験		2
9.6 着脱力試験		2
9.7 流量試験		3
9.8 反復使用試験	9.8.1 接続部	3
	9.8.2 自在部	3
9.9 引張強度試験		2
9.10 耐荷重性試験		2
9.11 耐衝撃性試験		2
9.12 引抜き強度試験		2
9.13 耐熱性試験		2
9.14 耐寒性試験		2
9.15 難燃性試験		2
11. 表示		3
12. 取扱説明書		2

旧

4.3 試験項目及び試料数

- (1) 初回製品試験に係るサンプルの採取数は20個、各試験項目の試験数量は表7による。
 (2) 技術的生産条件に変更がない場合など、本協会が適切と判断する場合、認証維持製品試験の試験項目については、その一部を省略し実施することができるが、その場合の必須項目に係るサンプルの採取数は2個、各試験項目の試験数量は表8による。

表7

試験項目		試料数
9.2 構造、寸法及び外観試験		2
9.3 材料試験	9.3.1 耐オゾン性	2
	9.3.2 耐食性	2
	9.3.3 耐ガス性	2
9.4 気密性試験	9.4.1 継手の外部漏れ	3
	9.4.2 安全機構の通過漏れ	3
	9.4.3 異常時の漏れ	3
9.5 着脱作動試験		2
9.6 着脱力試験		2
9.7 流量試験		3
9.8 反復使用試験	9.8.1 接続部	3
	9.8.2 自在部	3
9.9 引張強度試験		2
9.10 耐荷重性試験		2
9.11 耐衝撃性試験		2
9.12 引抜き強度試験		2
9.13 耐熱性試験		2
9.14 耐寒性試験		2
9.15 難燃性試験		2
11. 表示		3
12. 取扱説明書		2

新	旧
<p>5 管理検査 認証取得者は、次に掲げる手順により管理検査を実施しなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 管理検査の検査項目及び抜取個数は表9のとおりとする。</p> <p>表9 略</p> <p><u>附 則（令和2年7月1日改正）</u> <u>この改正は、令和2年7月1日から施行する。</u></p>	<p>5 管理検査 認証取得者は、次に掲げる手順により管理検査を実施しなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 管理検査の検査項目及び検査数量は表9のとおりとする。</p> <p>表9 略</p>